

第22回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

平成26年2月6日

資料8

興行場営業の振興指針（案）

新旧対照表

第一二 異行場業の現状

と心に中心を置く地域外を減少する傾向にピュータ、個人用コンピューターを中心とした長期的な増加が見られる。一方で、音楽や映画などの娯楽用家庭用機器の需要は、近年、急速に伸びている。

1

（平成24年）は6,137円で、『家計調査年報』によると、『家計調査年報』（平成25年）では155,888千人で、10年前と比較して6,459千人の減となっている（一般社団法人日本映画制作者連盟による）。また、総務省『平成23年社会生活基本調査』によれば、映画鑑賞をした者は年平均5.9日で、男性で10.7%、女性で13.9%である一方、年に映画鑑賞を全く行わない者は男性で69.0%、女性で62.1%にも及んでおり、鑑賞頻度の高い層と低い層の二極化の状況によう。

1

十一

都道府県別に設立された興行場営業の組合（平成25年12月末現行場営業の振興指針）においては、前記ままであると告示第40号）を踏まえ、該振興計画につき、自己評価は次年度末に実施する。
（平成21年厚生労働省告示第40号）

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価(単位:

	事業名	達成	概ね達成	主な事業
1	衛生意識の向上に関する知識及び認知する事業	11%	35%	・衛生管理等に関する講習会の開催 ・衛生会員登録システムの導入
2	施設及び設備の改善にに関する事業	0%	17%	・改装やデジタル化対応設備の導入 ・新規設備の配布
3	利用者の利益の増進にに関する事業	20%	59%	・各種マニフェストの作成 ・中高生等の映画教室の開催 ・映画サービスデーの実施
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	33%	41%	・経営講習会、経営相談会の開催 ・映画盗撮防止セミナーの開催
5	営業者及び従業員の技能向上に関する事業	22%	48%	・講習会の開催 ・接客マニュアルの作成
6	配給会社等との良好な関係構築による情報交換	26%	28%	・配布

会の開催					
な関係事業 る事業に する事業 化に する事業 従事者 に開す る事業	7	事業の構築に関する事業 の共同化及び事業化に する事業の充実	15%	24%	・共同購入・共同広報の 実施
8	事業の承継及び後継者支援に関する事業	6%	33%	・永年勤続者・優良従業員の表彰 ・定期健診成績者の健康診断の実施	
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	22%	50%	・定期健診成績者の研修会等の開催 ・後継者育成支援のための活動支援	
10	環境の保全及び省エネルギーの強化に関する事業	13%	28%	・青年部員の活動導入 ・省エネ機器の導入	
11	少子・高齢化社会への対応に関する事業	13%	13%	・シニア料金制度の実施 指導	
12	地域との共生に関する事業	20%	48%	・地域イベントへの参加 ・出張上映会の実施	

第三 異行場営業の振興の目標に関する事項

第三章 営業の振興に関する事項

のであるので、邦画、洋画を問わずヒット作品の出現が期待され

る。今後5年間(平成25年度末まで)における當業の振興の目標に長時間収容して行うと保するさた、汚染は等所するこどもに利用者の励行維持に重なる業務のうち、清掃環境の手として重要な役割を果たす業務のうち、当業は、一時的に不特定多業形態に、適切な空調設備等消毒は、運営は、安全衛生や洗面所の整備保全、文化の担用を有していいる。

安ぶる。特に、シネマコンプレックスとの競争にさらされている単独館は、独自性を發揮し、2011年の全工程デジタル化により、映画館においても、これらの対応が迫られる。自らの要望を増加させるために、は、利用者の魅力を増すことで、映画制作、配給映画のデジタル化及び映画制作者を確保するなど、固定客を確保する。一方で、映画館は、常に競争にさらされていることから、運営状況の変化に対応するため、新たな収益源開拓や効率化が求められる。また、映画館は、地域社会の一員として、地域活性化や文化振興に貢献する責任がある。そのため、映画館は、地域社会との連携を深め、地域文化の発展に貢献するべく、様々な取り組みを行っている。

今後5年間（平成26年度から平成30年度末まで）における営業

本邦の特徴

が水められることとなるの促進する。

このため、年齢、日時、対象者に応じた戦略的な割引制度や会員カードの発行、各種イベントの実施などを通じて、映画館の魅力を伝える機会を創出することが重要である。後に、高齢化の進展により、シニア層向けのサービス需要の拡がりが期待されるとともから、シニア層のニーズに応じたサービスの展開が重要なこととなる。また、若い世代を対象とした企画を進めていることでも必要である。

さらに、映画上映の多様化の観点から、コンサートや演劇、コントなどの上映も期待される。

また、結婚披露宴などイベント用として映画館の人々に利用する機会も考えられる。

一方で、地域の魅力を活用するためには、映画館の魅力を伝える機会を有効に活用する。
（アザー・デジタル）

て耐震化の対応が求められている。また、「映画の盗撮の防止に関する法律(平成19年法律第65号)(以下「映画盗撮防止法」という。)」が施行され、映画館における録音・録画行為は著作権の侵害となることについて、利用者へ周知している。

ちられており、特に設備投資を検討する営業者には、積極的な活

二 次 大 戰 爭

組合業界は、運営費に補助金を支給する。これは、運営費の不足による問題を解決するためである。

の事業果実を計画的に実施する事業の企画立案等の観点から、案・策・計画に際ししては、有効性及び効率性（費用対効果）を明確に定め、得られた効果を実現するための実施計画を立て、実施計画に沿って実施する。このようにして、事業の実施から、事業の実現に至るまでの各段階で、目標達成度を定期的に測定する。

事業効果を最大限發揮し事業成果を広く国民や社会に影響が及ぶべく、子供の健やかな成長に貢献する。また、きほんの運営は、日本政府の政策目標である「地域活性化」の実現に寄与する。

2 都道府県指導センター及び日本政策金融公庫に期待される役
待される。

3 国及び全国生活衛生営業指導センターに期待され
る役割

國及指導、振興、信託、必要置設の確制水準定的改
全圖行税制の所要の取組が必
國指図なりうる改
益財團法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全
國及指導センター」といふ。）は、公衆衛生の向上と二
金融措置（融資）、金助金（補助金）については、
業者による発揮が効果が発揮の活性化に、制度の活
用から情報の高さによる政に最大とある。
業者への影響を考慮する心経措置が必
要である。

事項に必要なために達成する目標を振興の業界の運営場行

営業者の取組

衛生水準の向上に関する項目

経営課題への対処に関する事項

(1) 経営方針の明確化及ぶ独自性の發揮に関する事項

自らの地域の特性を把握し、経営方針を明確化する。これには、現行の経営環境や市場を十分に分析し、経営方針を制定する。
まず、経営課題を明確化する。これは、経営方針を策定するうえで最も重要な段階である。経営課題は、企業が直面する内外の問題や課題を指す。これを明確に把握することで、企業の強みと弱み、機会と脅威を把握し、適切な方策を立てやすくなる。
次に、経営方針を策定する。経営方針は、企業の長期的な目標や方向性を示すものである。これを明確に定めることで、企業の行動指針となる。
最後に、経営方針を実現するための具体的な方策を立てる。これは、経営方針を実現するための具体的な手順や戦略である。

（1）経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項
（2）現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、経営方針を見出し、経営方針を明確化

7

その結果、各店舗は自らの実情に応じて、適切な管理事項を適切に実行する。これにより、各店舗の運営がより効率的かつ効果的に進むことになる。

(二) 経営課題への対処に関する事項

経営課題への対応について、業界を改善するための具体的な取組が、業者に普及する。また、業者による改善が、業界全体の改善につながる。このように、業界全体の改善が、業者による改善につながる。

化し、自館の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。自館の立地条件、顧客層、資本力、経営能力等の経営上の特質の把握と周辺競合館に関する情報収集と比較、ターゲットとする顧客層の特定、自館のコンセプトの明確化、多様な顧客層への開拓・周知のための企画、飲食等の有効活用による収益源の多様化、施設設備の材の活用によるニーズに対応する手法の開拓、若手客層に対する映像手法の導入、都道府県指導機関による経営指専門家による経営診断の積極的活用等が、これらの課題を解決するための実行計画である。

(2) サービスの向上及び顧客の確保に関する事項

映画紹介イベントや交流会の開催など映画ファンの拡大
年齢、日時、対象者に応じた割引制度の実施
会員カードの発行

ヘが二ノノノード演劇、ココヲートのノイノナトハコト映画に品
以外のコンテンツの上映事業の展開
結婚披露などイベントの多い映画の上映
上映リクエストの多い映画の上映
上映書籍、DVD、ブルーレイ、キャラクターグッズ等

の関連物品の販売、喫茶、育児コーナー等付帯事業の充実

サービスの実施
ユ 地域の飲食店等と提携したサービスの提供
サ 利用者のアンケート箱の設置などによる利用者の要望の調査

シスセセ情報発信地圖域のケーブルテレビ等を活用した広告宣伝は、優秀な人材の獲得、若手従業員の育成・指導、資質向上ホームページの開設等情報通信技術を活用した積極的なソーシャルマーケティングである。

(3) クレジットカード決済の導入・普及による業者間の情報交換の促進、利用者の利便性向上、施設運営の効率化などを目的とした電子決済システムの導入を検討する。

(3) 施設及び設備の改善に關する事項

ウ 施設及び設備の改善に関する事項
利用者にとつて、清潔で魅力的な施設どなるよう、定期的改
善のため内外装の改裝、快適な椅子の設置、映像・音響設備等に努め
る。
な内外装の改裝のためデジタル化の確立に伴い、デジタルシネマ上映機材
等に注目され、3D(立体映画)上映に必要となる検討する。

施設の耐震化 高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施
3D(立体映画)上映対応
バリアフリー映画への対応
消費者の安全衛生及び従業者の労働安全衛生の観点から施設の整備・改善

施設の整備・省エネルギーの推進
施設の整備・効率化・改善

(4) 従業者の資質の向上に關する事項
従業員等の資本の確保を図る。このことは、組織の運営上、最も重要な事項である。

1

10

(3) 消費者利益の増進に関する事項
利用者のニーズの多様化に対する
研究、催事の開催等の営業に関する新技術の研究、啓発

(4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

（5）営業職の技能の向上に関する事項

さらには、映画産業のデジタル化に伴うデジタルシネマへの移行について、情報提供等による支援に努めるものとする。

(6) 単独配給会館が、門で自ら好んで、關係の構築に関する事項に務めるものとす。

(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項

(8) 従業員者の福利厚生整備に対する事項
従業員者の福利厚生整備に対する事項は、主に以下の通りである。
1. 病院・診療所の充実：年金支給額の増加による医療費負担軽減。
2. 保育園の充実：子育て世代の労働参画を支援するための施設整備。
3. 健康保険制度の充実：職場での健康診断や定期健診の実施。
4. 退職金制度の充実：年次勤続による退職金の支給。
5. 労働組合の充実：労使協議会による労働条件の交渉。
6. 福利厚生の充実：社員旅行や運動会などの社内活動。
7. 産業保健の充実：職場衛生調査や労働環境改善。
8. 職業訓練の充実：就業能力向上のための各種研修。

(9) 事業の承継及び後継者支援に関する事項
事業の円滑な承継に関するケーススタディ及び成功事例等の経営知識の情報提供の促進を図るため必要な支援に努める

打敗施策及び政黨並に於ける署名者の支援及び消費者の信頼向上

（1）都道府県指導センター

、とある利用者に宣伝するための映画供給業者による監鑑調査の実施と並び、監鑑調査の結果をもとに監賞券の発行を行なう。監賞券は監鑑調査の結果をもとに監賞券の発行を行なう。

この問題は、業界に影響を及ぼす事項の整理化と、各業界の特性に基づく効率化の実現を目指すものである。具体的には、各業界の規制状況、競争環境、経営指標等を分析し、適切な規制緩和や競争促進策を提唱する。また、情報収集・分析機能を強化して、業界動向の把握を容易にする。

民に対する規制の強化が進む一方で、著作権法の改正により著作権保護が強化され、著作権侵害行為に対する罰則も厳しくなっています。また、著作権法の改正により著作権保護が強化され、著作権侵害行為に対する罰則も厳しくなっています。

さらには、映画産業のデジタル化によるデジタルシネマへの移行に伴うデジタル化による支援に接客向上に努める事項等による改善の技術の作成について、従業者及び業者に対する情報提供の改善等による業者への影響を考慮する。また、業者に対する情報提供の改善等による業者への影響を考慮する。

助言會館が、配給會社とその關係等について、開設引取を行ふ事項等の構築等に關する事項を規定する。

指導に実施に係る事項並びに企画立案の協業化に關する事項を規定する。

実業のための労働保険の運営に、対応する事項に關する業界の改善及び健康保険（国民健康保険）並に、雇用保険（雇用年金）、労働災害保険（災害年金）、厚生年金保険（厚生年金）等の充実を図るに、並んで、労働組合の組織化と労働者階級の意識の高揚化を図る。このことは、労働者階級の意識の高揚化と労働組合の組織化と労働者階級の意識の高揚化を図る。

事業の承継及び後継者支援に関する事項
事業の円滑な承継に関する事項
経営知識の情報提供に関する事項

(二) 行政施設の向上に信頼の上、都道府県指導センターにおいては、組合との連携を密にして、

組合との連携を密にして、以下に掲げる事項を中心とし、組合との連携を図ることとする。
（1）具体的な取組に対する支援
（2）業者に対する具体的な指導、助言等の支援
（3）業者への情報の伝達
（4）業者からの信頼の向上に向けた積極的な取組
（5）利用者（保健所）と連携した組合加入促進に向けた取組
（6）都道府県と連携した振興計画を策定する
（7）都道府県と連携した連合会員に対する指導・支援

((2) 全国指導センター) 都道府県指導センターの取組を推進するため、以下に掲げる事項を中心に積極的な取組に努めることが期待される。業者の経営改革の取り組みに役立つ情報の収集・整理

（3）国及び都道府県による情報提供の強化

・情報提携を図ること。
・危機処理マニュアルの作成
・効果測定システムの構築
・公衆衛生監視を実施する。

（4）日本政策金融公庫による融資の実施

・災害時等における融資支援の強化

・災害時等における融資支援の強化

・災害時等における融資支援の強化

・災害時等における融資支援の強化

(4) 日本政策金融公庫

業の場に於ける災害に際し、當業者とその親族が、生活衛生關係の問題に對する相談窓口の設置を確立する。この問題は、當業者とその親族が、生活衛生關係の問題に對する相談窓口の設置を確立する。

五
集

営業の振興に際し配慮すべき事項

環境の保全及び省エネルギーの強化

環境保全及び省エネルギーの強化

ア 祭りや商店街による手作りイベント等共同事業の立案及び参加
イ 商店街の活性化を通じた地域生活者の「ふれあい」、「憩い」、「賑わい」の創出

- (2) 地域との連携による災害時の帰宅困難者への支援
- (3) 福祉施設等での移動映画の上映
- (4) 共同ボランティア・ストア・タンク事業の実施
- (5) 地域の防犯、消防、防災、交通安全、環境保護活動の推進に対する協力
- (6) 青少年への風紀面での配慮
- (7) 災害対応能力の維持向上

2 組合及ぼすに期待される役割

- (1) 地域の自治体等と連携し、社会活動の企画、指導・援助ができる指導者を育成
- (2) 業種を超えた相互協力の推進
- (3) 地域における取り組みの支援
- (4) 自治会、町内会、地区協議会、NPO、大学等との連携活動の推進
- (5) 商店街員への営業の若手経営者の登用

四 東日本大震災への対応

東日本大震災は未曾有の国難であり、被災地域における営業再開及び被災営業者の生活の再建と活力ある地域の再生のため、総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、将来を見据えた復興へ取り組みを進めていくこと。

1 営業者に期待される役割

- (1) 被災営業者全員による相互扶助と連携の下での役割発揮
- (2) 被災営業者の営業再開を通じた被災者へのサービスの充実や地域コミュニティの復元
- (3) 節電・省エネへの適切な対応

2 組合及ぼすに期待される役割

- (1) 同業者に支え合い、(太い「糸」で再強化)
- (2) 節電等による共同利用施設(共同蓄電設備等)の設置
- (3) 節電に資する府県

3 国及び都道府県を乗り越えて復興を実現し、被災地域のコミュニケーション等を図るための施設等を踏めること。
東日本大震災回復を図るために掲げる事項を中心とした緊急の施策

- (1) 被災営業者の営業再開のための施策
- (2) 東日本大震災を教訓とした緊急の施策
- 4 即効性の高い防災、減災等の施策
- 4 日本政策金融公庫に期待される役割
- 4 被災営業者に対するきめ細やかな相談・支援を通じた低利融

